

第4次久留米市DV対策基本計画

～DVのない社会の実現を目指して～

(案)

令和8(2026)年 月

久留米市

ドメスティック・バイオレンス(DV) のないまちづくり宣言

人はだれもが、かけがえのない個人として尊重され、安全に安心して暮らす権利をもっています。しかし、DVによる被害は後を絶ちません。

DVとは、配偶者間や恋人同士など親密な関係のなかでおきる、さまざまな暴力のことをいいます。DVは人を暴力で支配する行為であり、体や心を傷つけ、命を奪うことさえある重大な人権侵害です。

DVはいかなる理由があっても許されるものではありません。

久留米市は、市民と協働して、DVのないまちづくりを進めることを決意し、ここに宣言します。

(平成22年告示第494号)

目 次

第1章 計画の策定にあたって	4
1 計画策定の趣旨	4
2 計画の位置づけ	4
3 計画の期間	4
第2章 計画の内容	5
1 施策の体系	5
2 成果指標	6
3 施策の展開	7
施策の方向 I 人権尊重のためのジェンダー平等の意識づくり	7
施策の方向IV DV のない社会の実現	13
計画推進体制の整備	19

第1章 計画の策定にあたって

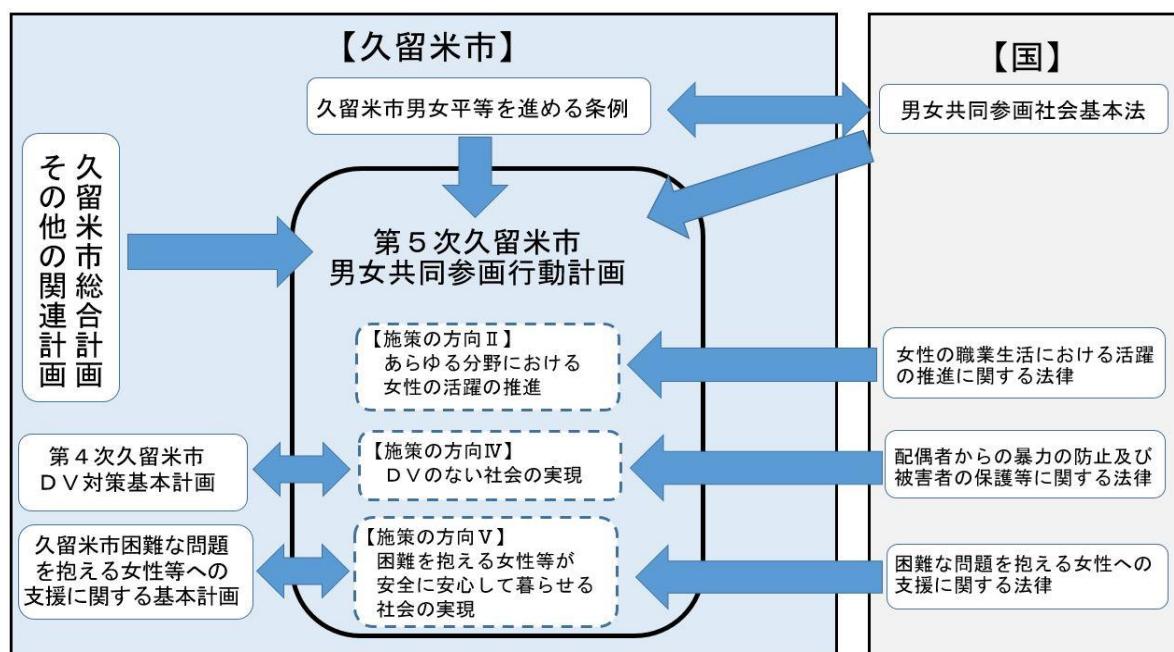
1 計画策定の趣旨

久留米市では、令和3(2021)年度に策定した「第4次久留米市男女共同参画行動計画」(以下、「第4次行動計画」という。)を配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(以下「DV防止法」という。)第2条の3第3項に基づく「市町村計画」と位置づけ、「施策の方向Ⅲ 施策1」を「第3次久留米市DV対策基本計画」として、DV対策に取り組んできました。

令和7(2025)年度で第4次行動計画の計画期間が終了することから、引き続き、DVのない社会の実現に向け、暴力を容認しない意識啓発や被害者の早期発見、相談体制の充実、被害者の保護や支援など、関係機関や民間団体との連携により総合的に取り組むため、「第4次久留米市DV対策基本計画」を策定するものです。

2 計画の位置づけ

- (1) 本計画は、DV防止法第2条の3第3項に基づく「市町村基本計画」です。
- (2) 本計画は、第5次久留米市男女共同参画行動計画(以下、「第5次行動計画」という。)に含まれています。



3 計画の期間

本計画の期間は、第5次行動計画の期間と合わせ、令和8年度から令和12年度までの5年間とします。

第2章 計画の内容

1 施策の体系

本計画は第5次行動計画に包含されているため、第5次行動計画の施策の体系から、「施策の方向I 人権尊重のためのジェンダー平等の意識づくり」、「施策の方向IV DVのない社会の実現」及び「推進体制の整備」をもって施策の体系とします。

施策の方向I 人権尊重のためのジェンダー平等の意識づくり

- | |
|----------------------------------|
| 施策1 固定的な性別役割分担意識の解消とジェンダー平等意識の啓発 |
| 施策2 ジェンダー平等の視点に立った教育の実践 |

施策の方向II あらゆる分野における女性の活躍の推進

- | |
|---------------------------|
| 施策1 政策・方針決定過程への女性の参画の促進 |
| 施策2 雇用の分野における男女共同参画の促進 |
| 施策3 農業・商工自営業における男女共同参画の促進 |
| 施策4 家庭・地域における男女共同参画の促進 |
| 施策5 ワーク・ライフ・バランスの実現 |

施策の方向III 誰もが安心して健康に暮らせる社会の実現

- | |
|----------------------|
| 施策1 生涯を通じた男女の健康支援 |
| 施策2 性暴力の防止及び被害者支援の充実 |
| 施策3 防災における男女共同参画の促進 |

施策の方向IV DVのない社会の実現

- | |
|---------------------|
| 施策1 DVの防止及び被害者支援の充実 |
|---------------------|

施策の方向V 困難を抱える女性等が安全に安心して暮らせる社会の実現

- | |
|-------------------------|
| 施策1 様々な困難を抱える女性等への支援の充実 |
|-------------------------|

計画推進体制の整備

- | |
|-------------------------|
| 計画推進体制の強化・徹底 |
| 推進拠点としての男女平等推進センター機能の充実 |
| 市民との協働 |

2 成果指標

計画に掲げた施策の推進状況を的確に把握・評価するため、施策ごとに成果指標を設定します。指標の達成状況については、毎年度把握できるものはその都度整理し、その他のものについては必要な調査等を行った上で、把握・評価します。

施策の方向 I 人権尊重のためのジェンダー平等の意識づくり

施策	成果指標	現状値	目標値
施策1 固定的な性別役割分担意識の解消とジェンダー平等意識の啓発	「男は仕事、女は家庭」という考え方に対し同感しない人の割合 (男女平等に関する市民意識調査)	77.4% (R6 年度)	87.0% (R11 年度)
施策2 ジェンダー平等の視点に立った教育の実践	学校教育の場で男女の地位が平等と感じる人の割合 (男女平等に関する市民意識調査)	71.2% (R6 年度)	76.0% (R11 年度)

施策の方向IV DV のない社会の実現

施策	成果指標	現状値	目標値
施策1 DV の防止及び被害者支援の充実	DV を人権侵害だと認識する人の割合 (男女平等に関する市民意識調査)	87.6% (R6 年度)	93.0% (R11 年度)
	過去5年間に DV 被害を受けたことがある人の割合 (男女平等に関する市民意識調査)	17.0% (R6 年度)	10.0% (R11 年度)
	過去5年間に DV 被害を受けたことがある人の割合 (男女平等に関する市民意識調査)	52.1% (R6 年度)	40.0% (R11 年度)

3 施策の展開

施策の方向 I 人権尊重のためのジェンダー平等の意識づくり

施策の方向 I 人権尊重のためのジェンダー平等の意識づくり

社会のあらゆる分野で、性別にかかわりなく個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現は非常に重要であり、国際開発目標として国連サミットで採択された令和12(2030)年までの持続可能な開発目標(SDGs)の目標5「ジェンダー平等を実現しよう」に合致しているだけでなく、他のすべての目標達成にも関わっています。

国は、「男は仕事、女は家庭」という固定的な性別役割分担を前提とした「昭和モデル」から全ての人が希望に応じて家庭でも仕事でも活躍できる「令和モデル」の社会を作ることこそが、今後の男女共同参画社会の形成の促進において重要としています。

しかし、依然として「男は仕事、女は家庭」という固定的な性別役割分担意識に基づく慣習や制度が根強く残っており、市民の男女の地位の不平等感が解消されていない現状があります。背景には、働き方、暮らし方の根底に、長年にわたり人々の中に形成された固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見・固定観念があり、また、それらによって価値観や慣習が形成されていることが挙げられます。

これらのジェンダー平等を阻害する要因となっている慣習、慣行、制度を見直し、廃止していくことで、市民が主体的に多様な選択を行えるようになります。これにより、女性も男性もお互いの人権を尊重しながら、自分らしさを追求し、全ての人が活躍できる社会の実現につながります。

男女共同参画を進めるためには、ジェンダー平等に対する正しい理解を広げ、市民一人ひとりの主体的な行動につなげていくことが必要です。

また、セクシュアル・マイノリティの人々が学校や社会生活のあらゆる場面で直面している様々な困難にも着目し、すべての人々が持つ性的指向(Sexual Orientation)と性自認(Gender Identity)への理解を深めることができます。

このため、ジェンダー平等の視点に基づいた意識づくりや、差別解消に向けた啓発や教育が重要です。

施策

- (1) 固定的な性別役割分担意識の解消とジェンダー平等意識の啓発
- (2) ジェンダー平等の視点に立った教育の実践

目指す姿

地域や学校等、あらゆる場や機会において、固定的な性別役割分担意識にとらわれないジェンダー平等に関する学習や教育に取り組み、女性も男性もお互いの人権を尊重しながら、性別にかかわりなく誰もが自分らしく生きられる男女共同参画社会の実現を目指します。

施策1 固定的な性別役割分担意識の解消とジェンダー平等意識の啓発

現状と課題

本市では、行動計画に基づき、男女平等推進センターを中心に講座・講演会の開催、出前講座、情報の提供、市民の自主的活動等を通じ、ジェンダー平等の意識づくりを進めてきました。

その結果、令和6年度に実施した「第9回久留米市男女平等に関する市民意識調査」では、「男は仕事、女は家庭」という性別役割分担に同感しない人の割合は、77.4%となり、令和元年度の調査から 11.3 ポイント増加し、過去最多となりました。

しかしながら、男女の地位の平等感については、「家庭生活」、「職場」、「地域活動・社会活動の場」で、男女の地位が平等と感じている人の割合は増加傾向にあるものの、3割代に留まり、実態が意識に追いついていない状況となっています。

身近な生活の場における男女の不平等感が解消されない要因のひとつは、固定的な性別役割分担意識に基づく慣習や慣行、制度が根強く残っているためです。このような慣習や慣行は、社会的・文化的に長い時間かけ形成されてきたものであるため、これをなくすことは容易ではありません。あらゆる機会を通じて、市民一人ひとりが、ジェンダー平等について理解し、認識を深め、主体的な行動につなげられるよう市全体で進めていく必要があります。

具体的事業

(1)ジェンダー平等の視点に立った情報の収集と提供

No.	具体的事業	事業内容	担当部局(担当課)
11101	ジェンダー平等の視点に立った行政刊行物の作成	市の刊行物等の用語やイラストの表現について、「行政刊行物における表現の手引き」を用い、ジェンダー平等の視点に立って作成する。	協働推進部 (男女平等政策課)
11102	ジェンダー平等に関する広報・啓発の充実	SNS をはじめとした各種媒体を活用したジェンダー平等に関する啓発を行い、固定的な性別役割分担意識の解消を進める。	協働推進部 (男女平等政策課) (男女平等推進センター)
11103	ジェンダー平等の視点に立った情報の収集と提供	ジェンダー平等に関する資料等の収集・提供やジェンダー平等の各種運動に関連する企画展示を実施し、資料利用の活性化を図るとともに、男女共同参画社会づくりへ向けた啓発を行う。	協働推進部 (男女平等推進センター) 市民文化部 (中央図書館)
11104	ジェンダー平等に関する調査研究事業の実施	ジェンダー平等に関する課題について、専門家によるワーキンググループを設置し、調査研究を行う。	協働推進部 (男女平等推進センター)
11105	セクシュアル・マイノリティに関する啓発の推進と支援の検討	SOGI(性的指向・性自認)を正しく理解し、セクシュアル・マイノリティ(性的少数者)に対する偏見や差別を解消するための啓発を推進する。 また、求められる支援について調査・研究を行う。	協働推進部 (人権・同和対策課) (人権啓発センター) (男女平等政策課) (男女平等推進センター)

(2)講座・講演会等による意識啓発

No.	具体的事業	事業内容	担当部局(担当課)
11201	ジェンダー平等意識啓発のための講座等の開催	固定的な性別役割分担意識を解消し、男女の経済的・社会的・生活的自立を図るための講座や講演会を開催し、ジェンダー平等の理解を深める。	協働推進部 (男女平等推進センター) 市民文化部 (生涯学習推進課) 各総合支所 (文化スポーツ課)
11202	若年層に対するセミナーの開催	学生を対象として、男女が共に能力を発揮し積極的に社会や地域、家庭への参画ができるようセミナーを開催する。	協働推進部 (男女平等推進センター)
11203	ジェンダー平等に関する市職員研修の実施	人権尊重の視点に立ち、職員の意識を変革し、男女共同参画社会の実現に向けて主体的に行動する職員を育成するために、市職員研修を実施する。	総務部 (人材育成室)

(3)男性のジェンダー平等に関する理解の促進

No.	具体的事業	事業内容	担当部局(担当課)
11301	ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた意識啓発(男性に対する啓発の推進)	家庭、仕事、地域活動、個人の社会活動等の調和を図るため、ワーク・ライフ・バランスを実現するための情報提供や講座を開催する。	協働推進部 (男女平等推進センター) 商工観光労働部 (労政課)
11302	男性の生活的自立のための講座の実施及び家事・育児・介護の参画促進	男性の家庭における生活的自立を目指すための講座(教室)を実施するとともに、主体的な家事・育児・介護等への参画を促す。	市民文化部 (生涯学習推進課) 子ども未来部 (こども子育てサポートセンター) 各総合支所 (文化スポーツ課)

(4)市民との協働による啓発の発信

No.	具体的事業	事業内容	担当部局(担当課)
11401	久留米女性憲章制定を記念した久留米女性週間事業の実施	「くるめフォーラム」をはじめとした久留米女性週間記念事業を全庁で実施することで、久留米女性憲章の制定を広く市民に周知し、ジェンダー平等意識の浸透を図る。	全庁
11402	ジェンダー平等を推進する市民活動団体への支援と協働	ジェンダー平等の実現を目的とする市民活動団体の自主的な活動に対して支援を行うとともに、協働での取組を進める。	協働推進部 (男女平等政策課)

11403	地域におけるジェンダー平等学習の実施	地域におけるジェンダー平等学習への取組を促すとともに支援を行う。	協働推進部 (人権・同和対策課) (男女平等推進センター) 市民文化部 (生涯学習推進課)
-------	--------------------	----------------------------------	---

施策2 ジェンダー平等の視点に立った教育の実践

現状と課題

次世代を担う子どもたちの固定的な性別役割分担意識を解消し、ジェンダー平等への理解を深めることは、将来に向けた男女共同参画社会の実現につながります。

令和6年度の「男女平等に関する市民意識調査」では、学校教育の場において男女が「平等」と感じる人の割合が71.2%となっており、家庭や地域等ほかの場面と比較して最も高くなっています。

一方、子どもは、生活のあらゆる場面で様々な価値観を学び、身につけていくことから、日頃から家庭や学校、地域でジェンダー平等の視点を取り入れることが求められます。特に、固定的な性別役割分担意識は、幼少期から長年にわたり形成されることから、子どもの成長段階に応じたジェンダー平等の視点に立った教育は非常に大切です。

また、教育環境に固定的な性別役割分担が組み込まれることのないように、教職員へのジェンダー平等に関する意識啓発や研修を継続して実施することも重要です。

具体的事業

(1) 幼児教育・学校教育の場におけるジェンダー平等教育の実践

No.	具体的事業	事業内容	担当部局(担当課)
12101	ジェンダー平等保育の実施及び情報提供	ジェンダー平等保育を実施するため、保育所や幼稚園関係の職員に対し、ジェンダー平等など人権に関する研修や情報提供を行う。	子ども未来部 (子ども保育課) (幼児教育研究所)
12102	ジェンダー平等教育の推進	教育活動全般におけるジェンダー平等教育を推進するため、校長会や学校訪問等の機会を活用し、指導・助言を行うとともに、ジェンダー平等の視点を教職員研修に盛り込み、教職員の意識向上を図る。また、子ども達のジェンダー平等の意識づくりを進めるための教材について、効果的な活用の在り方を踏まえて改訂を検討する。	教育部 (学校教育課) (教育センター)
12103	健康教育や性教育の指導の充実	児童・生徒の発達段階に応じた健康教育や性教育が行えるよう、ジェンダー平等教育やセクシュアル・マイノリティの視点を踏まえた指導の充実を図る。	教育部 (学校教育課)

施策の方向IV DVのない社会の実現

施策の方向IV DV のない社会の実現

DV は犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、決して許されるものではありません。

DV の被害者は多くの場合女性であり、その背景には固定的な性別役割分担意識や暴力を容認する意識、男女間の経済的格差等、社会的・構造的な問題があると言われており、男女共同参画社会の実現の妨げの一因となっています。

DV は、外部からその発見が困難な家庭内や交際関係の中で行われることが多いため、潜在化しやすく、加害者に罪の意識が薄いという傾向にあることから、周囲も気付かないうちに暴力がエスカレートし、被害が深刻化しやすいという特性があります。

市に寄せられる女性からの相談件数は、令和 3 年度に過去最高となり、以降も高い状況が続くとともに、相談内容も多様化・複雑化しているため、関係機関との連携を深めるなど、相談支援機能の強化が必要です。

セーフコミュニティの取組による DV 防止のための啓発を推進していくとともに、被害者に対する相談窓口の周知、民間団体や関係機関との連携による早期発見など、支援の充実を図っていく必要があります。

施策

(1)DV の防止及び被害者支援の充実

目指す姿

DV は重大な人権侵害であること、その背景には暴力を容認する意識と固定的な性別役割分担意識からくる社会的、経済的な格差があることを理解し、社会全体で暴力の根絶に向けた取組を行い、人権の擁護とジェンダー平等の実現を図るために DV のない社会の実現を目指します。

施策1 DV の防止及び被害者支援の充実

現状と課題

DV は、重大な人権侵害です。本市では、平成 22 年度に DV 対策基本計画を策定し、啓発から被害者の自立支援まで、関係機関・団体と連携しながら総合的に取組を行ってきました。

しかし、令和 6 年度の「男女平等に関する市民意識調査」では、経年では減少傾向はあるものの、女性の 20.3%、男性の 12.0% が過去 5 年間に DV を受けたことがあるという結果となっています。さらに、女性の 43.2%、男性の 75.0% が誰にも相談できていない状況です。

DV のない社会の実現に向け、DV 対策基本計画に基づき、より実効性の高い DV 防止と被害者支援に継続して取り組んでいく必要があります。

具体的事業

(1) DV の根絶に向けた意識啓発と被害の防止

No.	具体的事業	事業内容	担当部局(担当課)
41101 (新規)	DV 対策基本計画に係る事業計画策定の検討	より実効性の高い DV 防止と被害者支援に取り組むため、DV 対策基本計画に係る事業計画の策定に向けて、検討を行う。	協働推進部 (男女平等政策課)
41102	DV の理解促進と相談窓口の周知	多くの市民に DV の正しい理解を促すとともに、相談窓口を広く周知するため、様々な啓発を行う。	協働推進部 (男女平等推進センター) 各総合支所 (地域振興課)
41103	「女性に対する暴力をなくす運動」に伴う啓発の実施 (パープルリボンキャンペーン)	DV やセクシュアル・ハラスメントなどの「女性に対するいかなる暴力も許さない」という意識を高めるために、「女性に対する暴力をなくす運動」期間に合わせて啓発等を行う。	協働推進部 (男女平等政策課) (男女平等推進センター)
41104	幼稚園・保育所等、幼児に関わる職員、教職員等学校関係者、保護者等への DV 防止の理解促進	DV の正しい理解を進め、男女平等や暴力防止の視点に立った教育が幼稚園や保育所、学校、地域等あらゆる場で行われるよう研修や講座などを実施する。 また、被害に遭った時に速やかに相談につながるよう、相談窓口の周知を行う。	協働推進部 (男女平等推進センター) 子ども未来部 (子ども保育課) 教育部 (学校教育課) (教育センター)
41105	「デート DV 防止啓発プログラム」を用いた若年層への啓発	若い年代から、暴力を容認しない意識を育成するために、民間支援団体と連携して中・高校生、専門学校・大学生を対象としたデート DV 防止啓発講座を実施するとともに活用を促す。	協働推進部 (男女平等推進センター) 教育部 (学校教育課)

41106	ジェンダー平等に関する市職員研修の実施(DV研修) 【再掲】	人権尊重の視点に立ち、職員の意識を変革し、男女共同参画社会の実現に向けて主体的に行動する職員を育成するために、市職員研修を実施する。 全職員への男女平等研修では、3年に1回テーマを「DV」として実施する。	総務部 (人材育成室)
41107	医療機関に対する研修等の実施	医療関係者のDVに対する正しい理解を深め、被害者の早期発見・早期相談につながるよう「医療関係者向けDV被害者対応マニュアル」を活用して、市内の医療機関を対象に研修等を実施する。	協働推進部 (男女平等推進センター) 健康福祉部 (総務医薬課)
41108	DVが子どもに及ぼす影響への理解の促進	面前DVは子どもへの虐待にあたることやDVが子どもに及ぼす影響について、正しい理解を深めるための啓発や研修等を実施する。	協働推進部 (男女平等推進センター) 子ども未来部 (家庭子ども相談課)
41109	外国人を対象としたDVの正しい理解の促進と相談窓口の周知	外国人を対象に、DVを正しく理解するための啓発と被害に遭った場合の相談窓口の周知を行う。	協働推進部 (広聴・相談課) (男女平等推進センター)

(2)相談体制の充実

No.	具体的事業	事業内容	担当部局(担当課)
41201	相談員の技術向上(DV相談)	DV被害者に適切な支援が行えるよう、相談員に実務研修を行い、相談対応の技術向上を図る。	協働推進部 (男女平等推進センター) 子ども未来部 (家庭子ども相談課)
41202	相談関係機関ネットワークの効果的な運営	府内及び府外の関係機関で相談関係機関ネットワーク会議を開催し、DV被害者支援の連携強化を図る。	協働推進部 (男女平等推進センター)
41203	DV被害者に対する市職員の対応能力の維持・継承	市職員がDV被害者に対し適切に対応できるよう、各種マニュアルを活用して対応能力の維持・継承を図る。	協働推進部 (男女平等推進センター)
41204	障害者、高齢者、外国人を対象とした支援の充実	障害者、高齢者、外国人等、様々な状況にあるDV被害者に適切な支援ができるよう、関係課と連携した対応を行う。また、窓口対応にあたっては、各マニュアルを活用し、適切に対応する。	協働推進部 (広聴・相談課) 健康福祉部 (障害者福祉課) (長寿支援課)
41205	男性のための相談対応の実施 【再掲】	男性のDV被害やジェンダーに起因する生きづらさに対する相談対応を行う。	協働推進部 (男女平等推進センター)

41206	多様な相談体制の検討	DV 被害等の潜在化や深刻化を防ぐため、メールや SNS 等を活用した多様な相談体制について検討を行う。	協働推進部 (男女平等推進センター)
-------	------------	--	-----------------------

(3)被害者の安全確保と支援の充実

No.	具体的な事業	事業内容	担当部局(担当課)
41301	関係機関等との連携による被害者の安全確保	県や警察署等の関係機関及び民間支援団体等と連携し、避難を希望する DV 被害者の安全を確保する。	協働推進部 (男女平等推進センター) 子ども未来部 (家庭子ども相談課)
41302	DV 被害者の自立に向けた住まいの確保	DV 被害者の自立に向けて、市営住宅を確保する。	都市建設部 (市営住宅課)
41303	住所情報保護措置による被害者の安全確保	DV 被害者等の情報管理を徹底し、住所情報等の保護を行い、被害者の安全を確保する。	協働推進部 (男女平等政策課) 市民文化部 (市民課) 子ども未来部 (家庭子ども相談課)
41304	「ワンストップ化のための DV 被害者相談共通シート」の活用による DV 被害者の安全な自立支援の推進	「ワンストップ化のための DV 被害者相談共通シート」を活用して DV 被害者等が安全で迅速に必要な支援を受け、自立することができるよう、職員の対応能力の維持・継承を図る。	協働推進部 (男女平等推進センター) 子ども未来部 (家庭子ども相談課)
41305	DV 被害者の自立に向けた就業支援	DV 被害者の経済的な自立を目指し、ひとり親サポートセンター等を活用した就業支援を行う。	子ども未来部 (家庭子ども相談課)
41306	ジェンダー平等に関する調査研究事業の実施【再掲】	ジェンダー平等に関する課題について、専門家によるワーキンググループを設置し、調査研究を行う。	協働推進部 (男女平等推進センター)

(4)関係機関との連携強化

No.	具体的な事業	事業内容	担当部局(担当課)
41401	民間支援団体との協働による DV 被害者支援	DV 被害者の適切な支援を目的として、民間支援団体と協働で被害者支援に取り組む。また、民間支援団体への支援を継続して行う。	協働推進部 (男女平等政策課) (男女平等推進センター) 子ども未来部 (家庭子ども相談課)

41402	相談関係機関ネットワークの効果的な運営 【再掲】	府内及び府外の関係機関で相談関係機関ネットワーク会議を開催し、DV 被害者支援の連携強化を図る。	協働推進部 (男女平等推進センター)
41403	関係機関・団体等との連携及び児童虐待対応との連携強化	関係機関・団体と情報を共有するとともに、必要に応じてケース会議を行うなど、連携を強化する。また、児童相談所等との連携体制を強化し、DV や児童虐待の早期発見に取り組み、適切な支援を行う。	協働推進部 (男女平等推進センター) 子ども未来部 (家庭子ども相談課)

計画推進体制の整備

計画推進体制の整備

第5次行動計画に基づく広範な施策を円滑に実施するため、全庁的な調整機能を一層強化し、進捗管理を徹底します。これにより、男女共同参画社会の実現に向けた取組をより実効性のあるものとします。

1 計画推進体制の強化・徹底

(1)男女平等政策会議の機能の充実・強化

久留米市では、庁内組織である男女平等政策会議(会長:市長)が中心となり、男女平等を進める条例を実効性のあるものとする行動計画を策定しています。行動計画に基づく各施策を総合的かつ効果的に実施するため、男女平等政策会議で各担当部局の推進状況や課題を共有し、相互協力と施策の総合調整に努めます。

(2)男女平等政策審議会との連携・強化

男女平等政策審議会は、男女平等を進める条例に基づく市長の附属機関として設置され、男女平等に関する専門知識を有する学識経験者、関係団体の代表及び市民等の多様なメンバーで構成されています。本審議会は、市長の諮問に応じて行動計画の策定及び変更に關し答申を行うとともに、行動計画の実施状況に関する年次報告についても意見を述べるなど、行動計画の推進に重要な役割を担っています。審議会との連携を一層強化し、男女共同参画に関連する重要課題の把握と解決に努め、行動計画を確実に進めています。

(3)男女平等推進委員制度の周知・活用の促進

男女平等推進委員は、男女平等を進める条例第17条に規定された男女平等に関する苦情や権利侵害などの救済の申出に対応するため、市長が委嘱した専門的な機関です。この制度について、市民が一層活用できるよう周知を図ります。

(4)調査・研究の充実及び情報の収集・提供

行動計画の推進においては、施策の実効性を評価し、今後の方向性を検討するため、市民と市職員双方の意識を調査することが重要です。ジェンダーの観点を重視し、性別や年代別データの収集・分析を行い、地域社会における男女の状況を客観的に把握します。この分析をもとに、性別が生活などに与える影響について、調査・研究を行い、施策の反映に努めます。

2 推進拠点としての男女平等推進センターの機能充実

男女平等推進センターは、男女平等を進める条例に基づき、「男女平等推進施策を実施するための拠点」としての役割が明確に位置付けられています。男女の自立と男女共同参画社会の実現に向け、男女平等推進センターの機能の柱である「自立」「情報」「交流」の3つの機能をさらに強化し、効果的かつ多様な事業の展開を目指します。

「自立」の機能では、ジェンダーに起因する様々な課題に対する学びの場を提供し、ジェンダー平等意

識の向上を図ります。特に、若者や子育て世代、男性も含めた利用者の拡大を図り、女性の経済的・社会的自立を支援するための就業支援や人材育成事業を推進します。また、DV や性暴力などに対する相談窓口の充実や、関係機関との連携強化を通じて、困難を抱えた女性等の支援を行います。

「情報」の機能では、ジェンダー平等に関する情報の収集・発信を強化し、広く市民に向けた啓発活動を推進します。課題解決のための調査や研究を専門家や関係団体と協働で行い、得られた知見を事業展開に活かすことで、実効性のある施策を展開します。

「交流」事業においては、市民参加型のプログラムを充実させ、市民団体の自主的活動やネットワークづくりへの支援を行います。市民や関係団体との協働によって、ジェンダー平等を促進する取組を進めていきます。

3 市民との協働

市民のジェンダー平等の意識は少しづつ進んでいるものの、長い時間をかけて人々に深く根づいている固定的性別役割分担意識による慣習や慣行、制度が存在することで、社会全体で男性が優遇されていると感じている人が多く、男女の不平等感は解消されていません。男女共同参画社会の実現のためには、ジェンダー平等についての正しい理解を促進し、市民一人ひとりの意識や行動の変革につなげていくことが必要です。

そのためには、市民や地域コミュニティ組織、市民活動団体、事業所、市など、久留米市を構成するすべての主体が社会の対等な構成員として、家庭、学校、地域、職場など社会の様々な分野においてジェンダー平等を協働して進めていくことが重要です。

市では、様々な分野におけるジェンダー平等の理解促進や女性リーダーの育成、また、地域や防災など市民の身近な暮らしの場における課題解決に向けた自主的な取組を支援するとともに、連携・協働した取組を行っていきます。